

総政企第 277 号 平成22年11月19日

統計委員会委員長 樋 口 美 雄 殿

> 総 務 大 臣 片 山 善



諮問第31号 鉱工業指数の基幹統計としての指定について(諮問)

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

#### 諮 問 理 由

#### (鉱工業指数の基幹統計としての指定について)

- 1 鉱工業指数(注)は、鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸活動並びに製造工業の各種設備の生産能力及び稼働状況を把握するものであり、我が国における鉱工業の生産活動(実績)を総合的に表す重要な加工統計である。鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査(基幹統計調査)、工業統計調査(基幹統計調査)の結果等を基に作成され、政府における景気動向の把握(月例経済報告の基調判断(生産)や景気動向指数の採用系列)、経済見通しや経済分析等(年次経済財政報告、各種白書等)に利用されているほか、国民経済計算(四半期別GDP速報)の推計にも利用されている。
  - (注) 経済産業省は、鉱工業指数として生産指数(付加価値額ウェイト)、生産指数(生産額ウェイト)、出荷指数、在庫指数、在庫率指数、生産能力指数、稼働率指数及び製造工業生産予測指数を作成しているが、生産指数(生産額ウェイト)は現状ほとんど利用されていないこと、製造工業生産予測指数は先行きの生産を予測するものであり、他の指数系列とは異なることから、今回の基幹統計としての指定の範囲から除く。
- 2 また、鉱工業指数は、業種分類及び財別分類ごとに公表され、鉱工業全体とともに分類ご との生産活動の推移等を把握することが可能であることから、民間企業における個別業種 ごとの景気動向の把握や民間研究機関における中長期の経済構造の分析等に幅広く利用さ れている。
- 3 さらに、鉱工業指数のうちの生産指数(付加価値額ウェイト)は、経済統計に関する国際 条約(昭和27年条約第19号)及び国際連合が策定した工業生産指数に係る国際マニュア ルを踏まえ作成・公表されており、国際比較可能性を確保している。このため、生産指数 (付加価値額ウェイト)は、OECD(経済協力開発機構)が提供している主要経済指標 等に掲載され、国際機関や各国の政府、研究機関等における各国の生産動向の比較等に広 く利用されている。
- 4 こうしたことから、鉱工業指数は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号に定める基幹統計として指定するための3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記1の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記2の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記3の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。
- 5 なお、鉱工業指数の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21年3月13日閣議決定)においても、新たに基幹統計として整備する統計の一つに掲げら れている。
- 6 以上の理由から、鉱工業指数を基幹統計に指定することとしたい。

# 鉱工業指数の概要

# 作成目的等

鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸活動並びに製造工業の各種設備の生産能力及び稼働状況を把握することを目的として作成されており、 5年おきに基準改定を実施 ※鉱工業生産活動の流れは別添参照

# 作成内容

## 1 基本構造

◆対象範囲:製造工業及び鉱業(18業種)

◆基準時: 平成17年(2005年) ※5年ごとに基準時点を改め、採用品目、ウェイト等を見直し

◆指数系列

種類	ウェイト	変動量	採用品目数	表示分類
①生産指数	付加価値額	生産量	496	業種別、財別
②出荷指数	出荷額	出荷量	496	業種別、財別
③在庫指数	生産者製品在庫額	在庫量	358	業種別、財別
④在庫率指数	生産者製品在庫額	在庫量/出荷量	342	業種別、財別
⑤生産能力指数	生産能力付加価値評価額	生産能力	163	業種別
⑥稼働率指数	付加価値額	生産量/生産能力	163	業種別

## 2 作成府省

経済産業省

#### 3 作成方法

主に経済産業省生産動態統計調査(基幹統計調査)等の調査品目から採用品目を選定し、基準時固定加重平均法(ラスパイレス算式)数量指数によって作成。また、総合指数作成に当たってのウェイトは、基準時における各業種等の金額(工業統計調査(基幹統計調査)等から付加価値額等を算出)の構成比による。季節調整は、米国商務省センサス局法X-12-ARIMAを採用し、季節変動要因、曜日・祝祭日要因等を除去

# 結果の公表

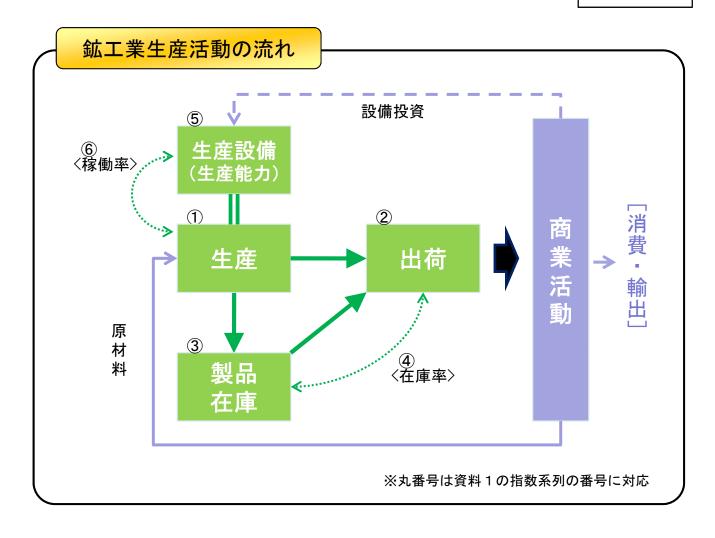
#### <公表期日>

速報:作成対象月の翌月下旬(生産能力指数及び稼働率指数を除く。)

確報:作成対象月の翌々月中旬 ※毎年4月中旬に前年1年分の数値を修正(年間補正)

#### く結果の利用>

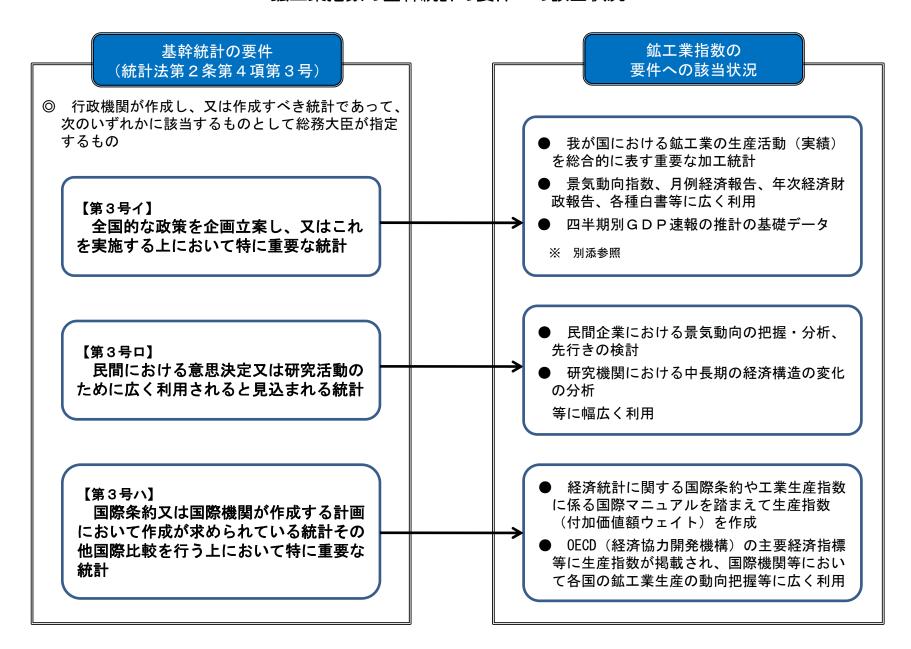
- 政府、民間研究機関等における景気動向の把握・分析及び先行き見通しの形成のための基礎資料
- 月例経済報告における基調判断(生産)、景気動向指数における採用系列等に利用
- 〇 政府の各種白書等における分析に利用
- O 0ECDの主要経済指標等に掲載され、国際機関等における各国の鉱工業生産の動向把 握に利用 等



# 鉱工業指数の基礎データ

区分	基礎データ
毎月の変動量(月次データ)	<ul> <li>各府省所管の基幹統計調査〉</li> <li>経済産業省生産動態統計調査(厚生労働省)</li> <li>・薬事工業生産動態統計調査(厚生労働省)</li> <li>・牛乳乳製品統計調査(農林水産省)</li> <li>・木材統計調査(農林水産省)</li> <li>・造船造機統計調査(国土交通省)</li> <li>・鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省)</li> <li>&lt;業界団体等のデータン</li> <li>・各酒造組合の調査データ</li> </ul>
ウェイト算定	<ul><li>工業統計調査(基幹統計調査)</li><li>本邦鉱業のすう勢調査(旧法下の承認統計調査)</li></ul>

## 鉱工業指数の基幹統計の要件への該当状況



## 行政機関等における鉱工業指数の利活用例

### 1 短期の景気動向の把握における活用例

(1) 月例経済報告(内閣府)

我が国経済の基調判断に当たっての企業活動(生産)における判断指標(主要 経済指標を含む。)として利用

(2) 金融経済月報(日本銀行)

日本銀行において実体経済を判断するための主要経済指標として利用

- 2 経済見通しや中長期の経済分析等における活用例
- (1) **経済見通しと経済財政運営の基本的態度**(閣議決定) 政府として翌年度の経済見通しを判断するための主要経済指標として利用
- (2) 平成 22 年度年次経済財政報告 (内閣府)

過去の景気持ち直し局面との比較、生産の持ち直しに係る業種別寄与度、日米 欧における生産活動の比較、業種別在庫循環図の作成、生産と労働投入量の分析 等に利用

(3) 日本経済 2009-2010 (内閣府)

過去の景気回復/後退局面との比較、業種別の生産・在庫調整の状況、国際比較、生産活動と労働投入の分析、主要国における失業率の変動と景気の山谷の分析等に利用

(4) 通商白書(経済産業省)

主要国や新興国の鉱工業生産の推移、アジアの工業生産動向の比較に利用

- (5) 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) に基づく年次報告 (中小企業白書) 業種別・規模別の生産動向の把握等に利用
- 3 他の加工統計における活用例
- (1) 景気動向指数(内閣府)

先行指数の採用系列として出荷指数(耐久消費財)及び在庫率指数(最終需要 財及び鉱工業生産財)、一致指数の採用系列として生産指数、出荷指数(鉱工業生 産財及び投資財)及び稼働率指数を利用

(2) 四半期別GDP速報(内閣府)

供給側推計において出荷指数、民間在庫品増加の算出において在庫指数を利用

# 公的統計の整備に関する基本的な計画 (平成21年3月13日閣議決定)(抜粋)

## 別紙

# 2 新たに基幹統計として整備する統計

府省名	統計名	理由、留意事項等	実施時期
経済産業省	鉱工業指 数(加)	鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の 結果等を基に作成される加工統計であるが、我が 国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表 す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、 経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広 く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のど こまでとするかについて検討する。	平成22年度 までの整備 に向けて、 平成21年度 から所要の 準備を開始 する。

<sup>(</sup>注) 統計名欄における括弧内の「加」は、加工統計を示す。

#### 統計法 (平成 19 年法律第 53 号) (抄)

## (定義)

#### 第2条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
  - 一 第5条第1項に規定する国勢統計
  - 二 第6条第1項に規定する国民経済計算
  - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当する ものとして総務大臣が指定するもの
    - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
    - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる 統計
    - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計 その他国際比較を行う上において特に重要な統計

## (基幹統計の指定)

- 第7条 総務大臣は、第2条第4項第三号の規定による指定(以下この条において 単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の 長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。
  - 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。